

平成23年6月（第14号）



NPO 法人

首都東京みなと創り研究会

東京都練馬区西大泉3丁目13番44号

理事長 小倉 健 男

<http://members3.jcom.home.ne.jp/mtport>

東日本大震災で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたします。

平成23年総会の開催

特定非営利法人「首都東京みなと創り研究会」の第6回総会を5月26日に千代田区民館で開催しました。当日は出席16名、委任状提出会員9名で下記総会次第のとおり5つの議題を審議し、すべての議題を可決しました。

なお、役員に関しましては都合により佐藤宏氏の理事（副理事長）退任と中澤斎彬氏の理事選任が決定しました。佐藤宏氏には当研究会発足以来ご活躍していただき有難うございました。

平成23年総会 次第

- 1、開会の辞
- 2、資格審査
- 3、理事長挨拶
- 4、議長選出（議事録署名人の選任）
- 5、議事
 - 第1号議案 平成22年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成22年度収支決算報告並びに会計監査報告承認の件
 - 第3号議案 平成23年度事業計画書(案)の承認に関する件
 - 第4号議案 平成23年度収支予算書(案)の承認に関する件
 - 第5号議案 役員を選任に関する件
 - その他
- 6、議長解任
- 7、閉会

総 会



海運・港湾事情—講演及び意見交換会—

当研究会総会終了後当会顧問の稲垣哲氏をお迎えして、下記資料により稲垣氏の講演及び

意見交換会を開催しました。資料を必要な方は事務局まで申しつけください。

講演及び意見交換会資料

○ 稲垣哲氏資料

- 1、最近における海運港湾事情
- 2、大型コンテナ船の整備状況と今後の展望
- 3、主要コンテナ船社の超大型フルコンテナ船整備状況
- 4、コンテナの荷動き
- 5、世界主要コンテナ港湾トップ30

○ 渡辺日佐夫氏資料

- 1、船舶大型化と航路編成の特徴
- 2、NY・NJ港の戦略



講演会開催のお知らせ

NPO法人「首都東京みなと創り研究会」主催の講演会を下記のとおり開催いたします。

多くの会員・賛助員の参加をお待ちしております。

演題 「港湾法の改正と港湾経営の課題」

講師 津守 貴之氏
岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授

日時 平成23年7月7日（木） 午後1時30分より

会場 東京港湾福利厚生センター 大会議室
港区海岸3-9-5（JR田町駅芝浦口 徒歩11分）
TEL：03-3452-6391

主催 特定非営利活動法人 首都東京みなと創り研究会



1990年九州大学大学院
博士後期課程単位取得退学
同年岡山大学経済学部講師、
97年同大学助教授、
2006年岡山大学大学院
社会文化科学研究科准教授

ドラゴンボート競技は、初めてアジア大会の競技種目として採用され、広州・増城市の湖で開催された。私は日本代表チームの監督としてJOCからアジア競技大会に派遣されるという貴重な機会を得た。参加国は中国、香港、インドネシア、ミャンマー、韓国、シンガポール、マカオ、中華台北、イラン、タイランド、そして日本の11カ国・地域で、種目は男子、女子のみ、距離はそれぞれ1000m、500m、そして250mの3競技で行われた。

中国発祥のスポーツなので、中国、台湾などの活躍が予想されたが、蓋を開けてみると男女ともにインドネシア、ミャンマーの強さが目立っ

た大会となった。そして何よりも上位チームのピッチの速さ、そしてピッチの速さにも拘わらず水をしっかりと捉える技術の優れていることが目に焼きついた。日本は、ピッチ漕法とストローク漕法の間間的な漕ぎ方のため、ピッチを上げ、しかも水をしっかりと捉えるには、さらなる総合的な体力強化が課題として残った。日本は、1000m 8位、500m 7位そして得意の250mでファイナルに進出し、6位の成績で終了した。また、男子に限ってみると韓国は、これまでアジア大会での実績がないにも係わらず、カヌー競技の選手を動員して1000mで3位、500mで4位に入賞したのは、驚異だ。

詳細は日本ドラゴンボート協会のHPをご覧ください。
<http://www.jdba-dragonboat.com/>



日本代表チーム
(相生市磯風)



東京大会



上海アジア大会

ゆりかもめを退社して早や3年近くが過ぎた。ゆりかもめでの2年間は、久しぶりに古巣の港湾局事業の一端を担う充実した月日であったが、その後は以前からかわっていた(社)地方税電子化協議会での仕事が本務となり、次第に東京港や港湾局の動向から遠ざかることになった。さらに、この間協議会では、国税庁と連携・協力して進めた新規事業(従来各税務署に出向いて閲覧・複写により紙ベースで地方公共団体が取得していた所得税の確定申告情報を、全て電子情報として、協議会のポータルを經由して都道府県、市区町村に即時配信するシステムの開発・運用)やサービス開始から5年を経過した基幹システムの全面的な更改、さらに、これに併せて行ったデータセンターの移設及び通信回線の切り替えといった業務が集中し、平成18年度の法人設立以来最も多忙な日々となった。

先日久しぶりに監事監査報告もあって、総会と稲垣氏、渡辺さんの報告会に出席し、世界のコンテナ物流及び港湾の状況を中心とする報告や討論を拝聴したこと、また、その後高橋副理事長から港湾法改正に関連したメールをいただき、改正案に目を通す機会を得たことなどから、素人なりに思うところを少しつづやいてみたいと思う。

今回の改正では新たに1章を設けて「港湾運営会社」について詳細に規定された。スパ中

以来国土交通省が進めてきた国際コンテナ埠頭整備における選択と集中、そうして整備された埠頭群(今回の新たな概念)の民間運営会社による一体運営と効率追求が法制的に完成されたものである。同時に、この制度の導入により、その是非は別として、国際戦略港湾に関してはその整備から運営に至る国の関与を受けている身として、現職の皆さんには同情を禁じえない。なお、この港湾運営会社については、ぜひ研究会でも議論を深めていただきたい。

いずれにせよ、中国を中心とする世界の産業・貿易構造の激変によって、コンテナ取扱量の多寡が構造的に規定されている(先日の報告会でその感を強くした)状況下において、選択と集中路線の基本がなおアジア諸港からの基幹航路(北米、ヨーロッパ)の回復と寄航数の増加にある限りばらまきとは違った意味で問題のある政策ではないだろうか。



事務局

事務局長	大野 皓一郎	090-6018-1013
事務局	清水 武雄	090-3427-0370



本号は平成23年最初の号です。本来なら4月に発行する予定でしたが、東日本大震災の発生により、今月までずれ込んでしまいました。東京港では一部地域での地盤の液状化等軽微な被害はありましたが、被災地の港湾は甚大な被害を受けました。東京都港湾局からも震災復旧のお手伝いに技術職員が長期派遣されていると聞いております。被災地の一日でも早い復興を願ってやみません。